



T・MACKS 税理士法人
代表社員 菅原 初義

消費税インボイス制度への対応②

はじめに

いよいよ今年の10月から導入が開始されるインボイス制度について、新たに消費税の課税事業者となる場合の軽減措置等について見直しが行われました。今回は、インボイス制度の導入に関し、見直しが行われた点及び負担軽減措置として新たに創設された措置等について説明します。

1. 登録申請期限の見直し

インボイスが発行できる「適格請求書発行事業者」となるためには、税務署に対し、登録申請を行う必要があります。この申請期限について、インボイス制度の導入初日から「適格請求書発行事業者」となるためには、当初は令和5年3月31日までに申請を行う必要がありましたが、9月30日までに申請が行われたものについても、10月1日に登録を受けることができるようになりました。

注意!
申請を行ってから登録通知が届くまでに一定の期間^(※)を要することになります。通知が届くまではインボイスの発行ができないため、通知後に改めてインボイスを発行しなおすなどの対応が必要となりますので、登録申請は早めに行うことをお勧めします。

(※)「一定の期間」の目安
・e-Taxでの提出…約3週間
・書面での提出…約2ヶ月

2. 「2割特例」の創設

(1) 概要

「2割特例」とは、インボイス制度の導入を機に免税事業者から課税事業者となる者は、その課税期間の消費税納付税額を、売上に係る消費税額の2割とすることができる特例措置です。

この特例措置の適用を受けるためには事前の届出は必要なく、消費税の確定申告書に「2割特例」の適用を受ける旨を付記することで適用を受けることができます。また、「簡易課税制度」^(※)のような継続適用要件はないため、消費税の申告の都度、この特例措置を受けるかどうかを選択することが可能です。

(※)消費税の計算方法

①「本則課税方式」
消費税の計算は、原則として、売上等で預かった消費税から、仕入や経費等で支払った消費税(仕入控除税額)を控除した差額を納付することになっています。

$$\text{消費税納付税額} = \text{売上に対する消費税額} - \text{仕入控除税額}$$

②「簡易課税制度」
これに対して「簡易課税制度」では、売上の事業区分に応じて定められた「みなし仕入率」により「仕入控除税額」を算出して納付税額を計算します。

$$\text{仕入控除税額} = \text{売上に対する消費税額} \times \text{みなし仕入率}$$

事業区分	みなし仕入率	事業区分	みなし仕入率
第1種事業(卸売業)	90%	第4種事業(その他の事業)	60%
第2種事業(小売業)	80%	第5種事業(サービス業)	50%
第3種事業(製造業)	70%	第6種事業(不動産業)	40%

「簡易課税制度」は、基準期間(個人事業者は前々年、法人は前々事業年度)における課税売上高が5,000万円以下であることが要件となっております。その適用を受けるためには、適用を受ける事業年度が始まる前の事業年度末までに、「消費税簡易課税制度選択適用届出書」を提出すること(税務署に到着していること)が必要です。また、「簡易課税制度」を選択した場合には、2年間継続して適用しなければその適用をやめることはできません。

(2) 「2割特例」の事例

課税売上高990万円、課税仕入れが440万円の場合の消費税額計算

	【消費税計算】	
	本則課税	2割特例
①課税売上	990万円	90万円
②課税仕入れ	440万円	40万円
③納付税額(①-②)	550万円	18万円 (90万円×20%)

納付税額を売上の消費税額の2割とする特例措置

「簡易課税制度」を適用した場合の第3種事業から第6種事業のいずれかであれば、特殊な事情が無い限り、「2割特例」の方が消費税額は少なくなります。逆に、本則課税の方が有利な場合又は第1種事業の場合には、「2割特例」の方が消費税額が大きくなる可能性があります。

(3) 注意事項

- ①「2割特例」を受けられない主なケース
- ・インボイス発行事業者の登録を受けていない
 - ・資本金1,000万円以上の新設法人
 - ・課税期間を1ヶ月又は3ヶ月に短縮する特例を受ける(受けている)

この「2割特例」は、免税事業者がインボイス発行事業者の登録を受け、登録日から課税事業者となる者が適用を受けることができます。このため、インボイス発行事業者の登録を受けていない場合には、適用対象外となります。また、資本金1,000万円以上の新設法人は、基準年度の売上が1,000万円以下である場合の納税義務の免除は受けられないため、「2割特例」から除外されます。

②「2割特例」が適用できる要件

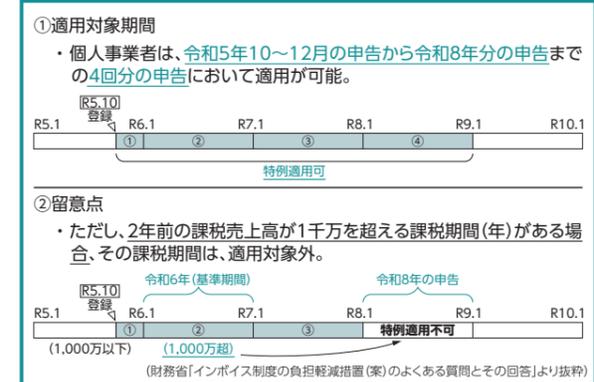
要件	基準期間の課税売上高が1,000万円以下であること
適用期間	令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間(この適用期間に各課税期間のうちの1日でも入っていれば、その課税期間について適用可能です。)

基準年度(個人事業者は前々年、法人は前々事業年度)の課税売上高が1,000万円を超えた場合には、この「2割特例」は適用できません。

「2割特例」の適用対象期間と留意点

「2割特例」が適用できる期間としては、個人事業者は最大3年3か月分、法人の場合には4事業年度において可能となります。

<個人事業者の場合>



3. 事務負担の軽減措置

(1) 「一定規模以下の事業者に対する軽減措置(少額特例)」

支払対価の金額が1万円未満の課税仕入れについて、インボイスが無くても、一定の事項が記載された帳簿のみの保存で仕入税額控除ができる経過措置が講じられました。

対象者	基準期間における課税売上高が1億円以下 又は 特定期間 ^(※) における課税売上高が5,000万円以下	の事業者
対象期間	令和5年10月1日から令和11年9月30日までの課税仕入れ	

(※)特定期間とは
・個人事業者・・・前年の1月~6月までの期間
・法人・・・前事業年度の開始の日以後6月の期間
なお、消費税の課税事業者の判定においては、この「特定期間」における課税売上高が1,000万円以下かどうかについて、課税売上高に代えて給与支払額の合計額で判定を行うことができますが、この「少額特例」における対象者の5,000万円の判定では、課税売上高に代えて給与支払額の合計額の判定に拠ることはできません。

注意!
・対象となる取引は「税込1万円未満」の課税仕入れです。
・1商品ごとの判定ではなく、1回の取引の合計額での判定となります。
・令和11年9月末までの期間が対象です。令和11年10月1日以降はこの「少額特例」の適用はありません。

(2) 「少額な返還インボイスについての交付義務免除」

課税売上に係る対価の返還等(返品、振込手数料負担分などの値引き等)を行った場合、当初は「適格返還請求書(返還インボイス)」の発行が義務付けられていたが、その対価の返還等に係る税込金額が1万円未満である場合には、適格返還請求書の交付義務が免除されます。

対象者	すべての事業者
対象期間	令和5年10月1日以後、恒久的に

「少額特例」のような売上規模での要件はありません。税込1万円未満であれば、すべての事業者で返還インボイスの交付が免除されます。

(3) 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合(現行の措置)

請求書・領収証等のインボイスの交付を受けることが困難である等により、次の取引については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関(鉄道、バスなど)の運賃
※特急料金、定期券など、領収証が発行されるものは除かれます。
- 適格簡易請求書の記載事項(取引年月日を除く)が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引
- 古物営業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの古物(古物営業を営む者の棚卸資産に該当するものに限る)の購入
- 質屋を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの質物(質屋を営む者の棚卸資産に該当するものに限る)の取得
- 宅地建物取引業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの建物(宅地建物取引業を営む者の棚卸資産に該当するものに限る)の購入
- 適格請求書発行事業者でない者からの再生資源及び再生部品(購入者の棚卸資産に該当するものに限る)の購入
- 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品等の購入
- 適格請求書の交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス(郵便ポストに差し出されたものに限る)
- 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等(出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当)

まとめ

インボイス制度は、導入後において、インボイス(適格請求書)の保存、インボイスが要件を満たしているかどうかの確認と、それに伴った会計処理(消費税の区分)等が必要となります。特に、インボイス制度の導入を機に消費税の課税事業者となる者・法人は、必要かつ避けられない事務作業が急に増えることとなります。ただ、一つ一つの処理を確実に、適正に行っていくことでインボイス制度に対応することができますので、登録申請を行うかどうかを含め、早めに検討・対策を行うことをお勧めします。